平成２４年（フ）第１１３７号
東京都東大和市向原３丁目10番地14―406号
債務者　笠井　昭美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６２号
熊本県八代市千反町２丁目13号18番地１302
債務者　上田　弘子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２３９号
愛知県豊橋市東脇３丁目19番地７　605
債務者　中村　雅弘
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２７号
熊本県阿蘇市三久保143番地６
債務者　北澤　美樹
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第２９号
熊本県阿蘇市黒川974番地14
債務者　佐藤　玲奈
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第２０６号
沖縄県宜野湾市大謝名１丁目３番14―301号ビジュアルサンセット
債務者　譜久里和志
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２１３号
北海道帯広市西15条南10丁目１番地　富士マンション２Ｆ―２号
債務者　水谷　静子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
北海道帯広市西24条南２丁目３番地20　野原ハイツ205
債務者　熊谷都美子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４５３号
静岡県袋井市湊983番地　カルテットＡ―102
債務者　杉浦　康一
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４６８号
静岡県浜松市中区中島１丁目10番22号
債務者　平松　典子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４７３号
静岡県浜松市東区天王町879番地の２　イーストライム403号
債務者　中西　正明
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４８９号
岡山市中区高屋116番地13、住民票上の住所岡山市北区玉柏1264番地
債務者　加地　尚記
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
長崎県松浦市志佐町高野免60番地１　高野団地２Ａ306、従前の住所長崎県松浦市御厨町池田免35番地２
債務者　白石　清子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中変更

平成２４年（フ）第２３７号
岡山県倉敷市四十瀬531番地２　ウィンダムヒルズ101号
破産者　西中　純二
1　主文　当裁判所が平成24年10月５日午後４時30分になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、免責についての意見申述期間が「平成24年11月26日まで」とあるのを、「平成24年12月20日まで」と変更する。
2　決定年月日　平成24年10月29日
岡山地方裁判所倉敷支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４９号
長野県松本市波田9759番地２　オオツキアパートＡ、前住所長野県松本市波田5747番地12　エトワールハタ101号
破産者　筒井　浩史
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部